

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び 小牧市立地適正化計画修正一覧

1. 小牧市都市計画マスタープラン中間見直し

	頁	新	旧
文字・ 文章の 修正	目次	7. 立地の適正化に関する基本的な方針	7. 立地の適正化に関する基本的な方針・・・・・・・・・・73
	目次	8. 景観形成の方針	8. 景観形成の方針・・・・・・・・・・75
	目次	9. 安全なまちづくり（防災）の方針	9. 安全なまちづくり（防災）の方針・・・・・・・・・・79
	13	平成26年度は約363万人／年となっています。	平成27年度は約363万人／年となっています。
	29	人口密度80人/haを超える高密度な	可住地人口密度100人/haを超える高密度
	29	1,329万人／年から平成27年度には3,060万人／年	1,334万人／年から平成26年度には2,909万人／年
	29	再編運行を開始しています。	再編運行を開始する予定です。
	30	7.42㎡/人（小牧山等を含めた場合9.13㎡/人）	7.36㎡/人（小牧山等を含めた場合9.07㎡/人）
	30	公共建築物の耐震化は完了しています。	公共建築物の耐震化は概ね完了しています。
	30	小牧市都市景観基本計画を改訂し	小牧市都市景観本計画を改訂し
	34	1,352億円（1年当たり約33.8億円/年）	1,352億円（1件当たり約33.8億円/年）
	34	本市においては、長期的には人口が減少すると予測されます。	本市においては、しばらくは人口増加傾向が継続していくと予想されますが長期的には人口が減少すると予測されます。
	34	本市の人口は減少局面を迎えつつあります。	本市の人口は平成22年をピークに減少局面を迎えています。
	34	現行計画策定後の社会経済情勢の変化	現行計画策定後の経済社会情勢の変化
	35	約1,352億円（1年当たり約33.8億円/年）が必要です。	約1,352億円（1件当たり約33.8億円/年）が必要です。
	35	市域のほぼ全域で震度6弱以上の強い揺れが予想され、	市域のほぼ全域で震度6弱以上の強い揺れが予想、
	41	人口密度が80人/haを超える高密度な市街地が形成されていることから、	人口密度が40人/haを超える高密度な市街地が形成されることから、
	41	民間建築物については	民間建築物は
51	工業・物流産業等のI.C周辺産業ゾーン	工業・物流産業等のI.C周辺産業ゾーン	
51	地域拠点を中心に都市機能が集約し、	地区拠点を中心に都市機能が集約し、	
55	多様な用途が複合する一般住宅地区では、今後も基盤施設の	多様な用途が複合する一般住宅地区は、今後とも基盤施設の	

	頁	新	旧
文字・文章の修正	61	わかりやすい案内標識など道路・交通環境の	わかりやすい案内標識などの道路・交通環境の
	63	今後も、現在の都市計画駐車場、附置義務駐車場及	今後とも、現在の都市計画駐車場、附置義務駐車場及
	67	“緑”全般に対する目標は、旧計画では	“緑”全般に対する目標は、現計画では
	67	緑の総量としては中間年次(平成21年)の	緑の総量としては現況(中間年次)の
	67	旧計画における都市公園の整備目標は、	現計画における都市公園の整備目標は、
	67	13㎡/人としていました。	13㎡/人としています。
	67	旧計画で設定している目標の達成は極めて困難と言わざるを得ない状況でした。	現計画で設定している目標の達成は極めて困難と言わざるを得ない状況です。
	67	目標設定を行う必要がありました。	目標設定を行う必要があります。
	73	小牧市立地適正化計画を策定	小牧市立地適正化計画(以下「本計画」という。)を策定
	83	平成12年から平成17年の5年間で約4,000人、	平成12年から平成17年の5年間で地域内の人口が約4,000人増加しています。
	83	5年間で約700人地域内の人口が増加しています。	5年間で地域内の人口が約700人増加しています。
	87	内で公園を整備していますが、	内の公園を整備していますが、
	92	市民生活の中心となる中心拠点	市民生活の中心となる都市中心拠点
101	区域内で公園整備をしていますが、	区域内での公園整備をしていますが、	
パブリックコメントの意見を踏まえた修正の	75	<p>(1) 小牧山の景観に関する基本方針</p> <p>小牧山(標高85.9m)は、本市のシンボリックなランドマークであり、かつ多くの来訪者を迎えるノードでもあります。</p> <p>小牧山については、「市街地から見える小牧山」と「小牧山からの眺め」の二つの視点から、それぞれ良好な景観の保全と活用を目指します。</p> <p>「市街地から見える小牧山」については、市内の主要な公共施設や公園、交差点などの視点場から小牧山が見える眺望(ビスタライン)を確保するため、具体的な施策の検討が必要です。</p>	<p>(1) 小牧山の景観に関する基本方針</p> <p>小牧山(標高85.9m)は、本市のシンボリックなランドマークであり、かつ多くの来訪者を迎えるノードでもあります。</p> <p>小牧山については、「市街地から見える小牧山」と「小牧山からの眺め」の二つの視点から、それぞれ良好な景観の保全と活用を目指します。</p>

2. 小牧市立地適正化計画

	頁	新	旧
文字・文書の修正	目次	2-1 2 人口の将来見通し	2-1 2 本市人口の将来見通し
	7	本計画策定時点において	本計画策定時点において
	8	(法第81条第2項～第8項)	(法第81条第3項～第8項)
	8	・区域の設定とあわせ居住の誘導を図るため	・居住の誘導を図るため
	8	・区域の設定とあわせ都市機能の誘導を図るため	・都市機能の誘導を図るため
	9	都市計画法その他法令でその権限に属させられた事項の	都市計画法によりその権限に属させられた事項を
	10	中長期的に	中期的に
	11	5 計画の位置づけ	5 計画の位置づけ等
	12	概ね5年ごとの評価の都度	概ね5年ごとの見直しの都度
	22	小牧駅周辺	名鉄小牧駅周辺
	22	行うべきであるとされています。	行うべきであるとしています。
	23	「ラピオ」との	「ラピオ」の
	24	取組みを進めています。	取組みが進められています。
	24	市街化調整区域内 ^{※4}	市街化調整区域内
	24	生産緑地 ^{※5}	生産緑地
	25	「強くしなやかな～国土強靱化基本法」	「国土強靱化基本法」
	25	愛知県が県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして策定した	愛知県が策定した
	25	※4 市街化調整区域の注釈	
	25	※5 生産緑地の注釈	
	26	学校づくりに向けて～」が策定されました。	学校づくりに向けて～」を策定されました。
26	認定子ども園 ^{※1}	認定子ども園 ^{※2}	
26	※2 小規模保育：	※1 小規模保育：	
26	※1 認定子ども園：	※2 認定子ども園：	

文字・文書の修正	26	小規模保育 ^{※2}	小規模保育
	27	求められ、都道府県医療計画	求められ、 <u>このため</u> 、都道府県医療計画
	27	立地適正化計画制度などの活用も図りながら、日常生活圏域等における必要な機能の確保や、歩行空間や公共交通ネットワークの充実等の取組みにより、急速に進む超高齢社会への対応として、「健康・医療・福祉のまちづくり」に速やかに着手し、スピード感を持って取り組むことが、強く求められています。	日常生活圏域等における必要な機能の確保や、歩行空間や公共交通ネットワークの充実等を一体的に取り組む都市構造のコンパクト化の推進が進められています。
	28	「第6次小牧市高齢者保険福祉計画」	「第3次小牧市地域福祉計画」や「第6次小牧市高齢者保険福祉計画」
	28	取組みを進めています。	取組みが <u>進められています</u> 。
	29	取組みを進めています。	取組みが <u>進められています</u> 。
	31	また、旧小牧町のエリアをさらに3つに分け、小牧、小牧南、巾下、味岡、篠岡、北里の6つの地区に区分することもあります。	また、 <u>その他の部局では、16小学校区をベースとした小牧、小牧南、巾下、味岡、篠岡、北里の6つの地区に区分しています。</u>
	32	市内各所	市内各地
	39	市街化調整区域	市街化調整区域 ^{※3}
	39		※3市街化調整区域
	47	地域別人口・世帯数の動向を分析するにあたっては、国勢調査等の統計データを作成する際に用いられる地域メッシュ統計（緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものであり、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易などの利点がある。）のうち、本市においてより詳細な分析が可能な2分の1地域メッシュ（以下「500mメッシュ」という。）を採用します。	地域別人口・世帯数の動向の把握にあたっては、 <u>地域メッシュ統計における500mメッシュ地図を用いました。これは、国勢調査における小地域集計は町丁・字等別のため、市街化調整区域の小地域の面積が大きくなり、詳細に地域の動向把握をすることが難しいためです。</u>
	50	高齢化の進展がみられます。	高齢化が進展していくことが懸念されています。
	53	国勢調査のもとに	国勢調査を基に
	53	3月の社人研推計結果を	3月推計を
	55		本市では
55	以降、人口減少	以降人口減少	

文字・文書の修正	55	もとに	基に
	55	社人研	「国立社会保障・人口問題研究所」
	55	（平成22年（2010年）10月1日現在の男女別年齢5歳階級人口）	平成22年（2010年）10月1日現在の男女別年齢5歳階級人口
	55	平成27年（2015年）	2015年
	55	平成22年（2010年）	2010年
	55	平成42年（2030年）	2030年
	55	平成52年（2040年）-平成72年（2060年）	2040年-2060年
	55	平成22年（2010年）	2010年
	56	本計画は、人口減少下においても持続可能な都市経営を実現していく確保されるためのものであることから、より堅調な推計値を採用し検討を行うものとしします。 本市では、「（1）社人研における将来見通し」と独自の推計として「（2）人口ビジョンにおける将来見通し」を行っていますが、人口ビジョンの推計では、推計の基準となる平成22年（2010年）時点の数値に小牧市住民基本台帳を採用していることから、国勢調査結果を採用している社人研の推計と約6,500人の差が生じています。（人口ビジョン：153,687人、社人研：147,132人） そのため、本計画における人口等の将来見通しについては、より堅調な推計結果となっている社人研推計を採用します。 なお、社人研推計では、「社会移動なし」の場合における推計も公表していますが、前述のとおりより堅調な推計結果である「社会移動あり」の場合を採用します。	本市では独自の推計として、人口ビジョンによる推計を行っていますが、この推計は住民基本台帳をもとにしていることから、平成22年（2010年）時点の総人口が国勢調査における総人口と約6,000人の差が生じています。 推計は社人研推計に基づいて実施しているものの、平成27年度（2015年）人口は実績値を用いていることから推計結果に差が生じています。 そのため、本計画における人工等の将来見通しについては、より堅調な推計結果となっている社人研推計（社会移動あり）における推計手法を採用し、検討を行うものとしします。 なお、社人研推計値では、「社会移動なし」の場合における推計もしていますが、「社会移動なし」と「社会移動あり」では将来推計に大きな差が生じており、より堅調な推計値を採用すべきとの判断から「社会移動あり」の場合を採用します。
	57	人口ビジョンの推計によると、今後、平成57年（2045年）	今後、平成57年（2045年）
	58	地区別の人口密度等を整理します。	地区別の人口密度を整理します。
	58	なお、算出にあたっては、「（4）地域別人口・世帯数の動向」と同様に国勢調査の500mメッシュを採用しますが、より現実的に将来見通しを把握するため、同調査における小地域単位（町丁字別）の人口も算出しています。	なお、算出にあたっての地区の区分は、国勢調査の500mメッシュを採用します。国勢調査では、小地域単位（町丁字別）による調査も行われており、より詳細な分析が可能ですが、市街化調整区域を小地域単位に区分すると地区の単位（規模）が大きくなり、詳細な谷で見通しを把握することが困難になることから、500mメッシュを採用するものとししました。

文字・文書の修正	58	多くの～以上密度の低下が見込まれています。	ほとんどの～以上密度が低下すると予測されています。
	62	町丁字別の	町丁目ごとの
	63		地区別の高齢化の進展について
	63	高齢者人口密度は	高齢者人口密度を
	63	多くの	ほとんどの
	63	の増加が見込まれ	が増加すると予測され
	63	高齢化率は、平成22年（2010年）と比較すると、多くの地域で高齢化率の上昇がみられ、市街化区域では、30%から40%となる地域が多く、市街化調整区域の一部では、40%以上となっています。	高齢化率をみると、高齢化率の上昇がみられ、市街化区域の多くは、30%から40%となり、市街化調整区域の一部では、40%以上となることが見込まれています。
	66		地区別の少子化の進展について
	66	年少人口密度は、	年少人口密度を
	66	多くの	ほとんどの
	66	の減少が見込まれ	が減少すると予測され
	66	人口割合は、平成22年（2010年）と比較すると、多くの地域で年少人口割合の低下がみられ、市街化区域では、10～15%となる地域が多く、市街化調整区域では、5%～15%となることが見込まれています。	人口割合をみると、年少人口割合の低下がみられ、市街化区域では、10～15%となる地域が多く、市街化調整区域では、5%～15%となっています。
	69	土地利用が	土地利用は
	69	※1 国土数値情報における	
	73		※生産緑地地区
83	鉄道は名古屋鉄道株の1社、バスのうち、路線バスはあおい交通株、名鉄バス株の2社、タクシー（市内に営業所がある事業者）はあおい交通株、小牧タクシー株、名鉄西部交通株の3社が運行しています。なお、名鉄バス株は、本市と隣接する春日井市や岩倉市等を結ぶ路線のほか、名古屋都心部とを結ぶ近距離高速バスも運行しています。さらに、中央道桃花台バス停に停車する高速バスとして、名鉄バス株、東濃鉄道株、JRバス東海株、JRバス関東株が路線を運行しています。	鉄道は名古屋鉄道の1社、バスは名鉄バス、あおい交通の2社、タクシー（市内に営業所がある事業者）はあおい交通と小牧タクシー、名鉄西部交通の3社が運行しています。なお、名鉄バスは、本市と隣接する春日井市や岩倉市等を結ぶ路線のほか、名古屋都心部とを結ぶ近距離高速バスも運行しています。	
86	パーソントリップ調査から	パーソントリップ調査から各駅のアクセス交通手段を	

文字・文書の修正	86	(パーソントリップ調査では、トリップ目的を「出勤」「登校」「自由」「業務」「帰宅」「不明」の計6カテゴリで調査していますが、「帰宅」は「出勤」等の裏返しであることから、ここでは「出勤」「登校」「自由」「業務」の4カテゴリを抽出しています。)	
	90	は除く。)	は除く)
	91	注 ただし	注 但し
	95	鉄道駅の	鉄道のみ
	95	算出しています。	算出します。
	95	平均値 (約40%)	
	97	バスの移動速度をこまき巡回バスの	バスの移動速度を <u>実際の</u> こまき巡回バスの
	97	(平成26年(2014年)6月 国土技術政策総合研究所都市研究部)	(国土技術政策総合研究所都市研究部、平成26年(2014年)6月)
	97	①所要時間	①要時間
	97	国勢調査における500mメッシュ	国勢調査500mメッシュ
	97	名鉄小牧線の各駅、JR春日井駅、JR勝川駅、JR高蔵寺駅及び名鉄岩倉駅	名鉄小牧線の駅及びJR春日井駅、JR勝川駅、JR高蔵寺駅、名鉄岩倉駅
	97	における待ち時間の期待値	の待ち時間の期待値
	97	1時間あたりの運行本数/2	1時間あたりの片道の運行本数
	97	※2 1時間当たりの運行本数：平日中間時間帯(10時~16時)の平均本数。	※2 平日中間時間帯(10時~16時)の平均本数。
	101	今後の人口減少に伴い	今後は昼間人口、夜間人口ともに減少し、
	102	また、外出率を	外出率を
	102	80%以上となっていますが、65歳以上では約63%と他の年代と比較して低くなっています。なお、夜間人口と外出人口の年齢階層別構成比からも、65歳以上が夜間人口の構成比より外出人口の構成比が低くなっているため、相対的に高齢者の外出人口が少ない状況がみられます。	80%以上と比較的高い値となっていますが、65歳以上の高齢者では約63%と他の年代と比較して低い値となっています。夜間人口と外出人口の年齢階層別構成比からも、65歳未満の高齢者が夜間人口の構成比より外出人口の構成が少なくなっているため、相対的に高齢者の外出人口が少ない状況がみられます。

文字・文書の修正	102	なお、夜間人口と外出人口の職業別構成比からも、専業主婦・主夫、無職・その他が夜間人口の構成比より外出人口の構成比が <u>低く</u>	夜間人口と外出人口の職業別構成比からも、専業主婦・主夫、無職・その他が夜間人口の構成比より外出人口の構成比が <u>少なく</u>
	102	また、 <u>外出率と外出人口を周辺市町を比較すると</u>	また、 <u>周辺市町と比較すると</u>
	107		<u>第5回中京都市圏パーソントリップ調査では、移動目的を「出勤」、「登校」、「自由」、「業務」、「帰宅」の5カテゴリーで調査していますが、ここでは、“本市に住んでいる人が自宅から出かけるときにどのような動きをしているか”に主眼をおいていますので、「出勤」、「登校」、「自由」の3カテゴリーを抽出します。</u>
	107	<u>本市を出発地とする人の外出目的と外出先の関係（ここでは、“本市に住んでいる人が自宅から出かけるときにどのような動きをしているか”に主眼をおいているため、「出勤」、「登校」、「自由」の3カテゴリを抽出しています。）をみると、「出勤」の目的では、</u>	<u>本市を出発地とする人の目的別の外出先を見ると、「出勤」目的では、</u>
	111	<u>もとに</u>	<u>基に</u>
	111	<u>徒歩による所要時間</u>	<u>徒歩時間</u>
	114	<u>市内各所</u>	<u>市内各地</u>
	118	<u>山腹崩壊などの危険がある「山地災害ハザード」、がけ崩れなどの危険がある「土砂災害ハザード」、洪水や浸水などの危険がある「水害ハザード」、「地震災害ハザード」の4種類</u>	<u>山腹崩壊などの危険がある「山地災害ハザード」と、がけ崩れなどの危険がある「土砂災害ハザード」、そして洪水や浸水などの危険がある「水害ハザード」の4種類</u>
	118	<u>山腹崩壊危険地区：山腹崩壊により公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれがある地区。</u>	<u>山腹崩壊危険地区：山腹崩壊（山くずれ）や落石などにより災害が発生するおそれがある地区</u>
	118	<u>崩壊土砂流危険地区：山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流（山や谷の土・砂・石などが、梅雨の長雨や台風の大雨による水と一緒にあって、ものすごい勢いで流れてくるもの。）になって流出し、災害が発生するおそれがある地区。</u>	<u>崩壊土砂流危険地区：山腹崩壊などによって発生した土砂などが土石流となり、災害が発生するおそれがある地区</u>

文字・文書の修正	118	土石流危険溪流：土石流発生の危険性があり、人家が1戸以上もしくは、公共建築物等に被害の生じる恐れのある溪流。	土石流危険溪流：土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある溪流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流
	118	急傾斜地崩壊危険箇所：水平面となる角度が30度以上、斜面の高さが5m以上、斜面上部または下部に人家があること（官公署、学校、病院、旅館等がある場合も対象とする。）の要件を満たす崖。	急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1以上ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
	118	土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域。	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
	118	土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。	土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域
	119	市内各所で浸水被害が出ています。	市内各地で浸水被害が出ています。
	119	それ以降に大きな被害が出た事例はありません。	それ以降は大きな被害が出た事例はありません。
	119	また、本市の特徴として	なお、本市の特徴として
	122	出典 マップあいち（土砂災害情報マップ）、国土数値情報	出典 愛知県、国土数値情報
	123	地震への対策としては、地域防災計画の地震災害対策計画において、	地震への対策状況としては、地域防災計画の地震災害対策計画編において、
	123	「職員初動体制マニュアル」	地震災害対策計画編に基づく「職員初動体制マニュアル」
	123	主な対策としては	主な災害予防としては
	123	想定濃尾地震（濃尾地震が再発した場合）では、市内の多くの地域が	想定濃飛地震では、市内のほとんどの地域が
	125	図差し替え	
	126	図差し替え	
	127	図差し替え	
128	土砂災害への対策としては、地域防災計画の地震災害対策計画において、	土砂災害への対策状況としては、地域防災計画の地震災害対策計画編において、	

文字・文書の修正	128	地震災害と水害の両災害に対処すべき措置事項を定めています。	地震災害と水害の両災害に対処すべき措置事項を <u>中心に</u> 定めています。
	128	主な対策としては、	主な <u>予防対策</u> としては、
	128	愛知県において「土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく	愛知県において <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u> に基づく
	128	<u>区域指定後における開発行為の制限や建築物に対する移転等の勧告</u> を行っています。	<u>土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策として開発行為の制限や建築物に対する移転等の勧告</u> を行っています。
	129	水害に対処すべき措置事項を定めています。	水害に対処すべき措置事項を <u>中心に</u> 定めています。
	129	③水害への備え フォント修正	③水害への備え
	129	水害への対策としては、	水害への対策 <u>状況</u> としては、
	129	主な対策としては、東海豪雨での経験をもとに	主な水害予防対策としては、東海豪雨での経験を <u>基</u> に
	129	地区別防災避難所マップを <u>作成</u> しています。	地区別防災避難所マップを <u>全市民に配布</u> しています。
	129	※1内水はん濫	※1総合治水対策
	129	下水道等が共同して浸水被害の軽減を図っています。	下水道等が共同して浸水被害の軽減が <u>図ら</u> れています。
	129	とともに、 <u>小牧市防災ガイドブック</u> において	とともに、 <u>防災ガイドブック</u> において、
	129	内水はん濫 ^{※1} 想定	内水はん濫 <u>想定</u>
	129	※2総合治水対策	※2新川流域総合治水対策協議会
	129	※3新川流域総合治水対策協議会	※3特定都市河川流域
	129	※4特定都市河川流域	
	136	人口 <u>1</u> 人あたり	人口 <u>1</u> 人あたり
	141	(小牧市公共施設等総合管理計画)	(公共施設等総合管理計画)
	144	もとに	<u>基</u> に
	146	「立地適正化計画作成の手引き」(平成28年(2016年)4月国土交通省都市局都市計画課)等を参考に次表のとおり分類しています。	「立地適正化計画作成の手引き」(平成28年4月 国土交通省都市局都市計画課)等を参考に次表で示すように分類しています。
171	図書館は市域中部に立地し、図書室は地域区分(旧町村単位)で立地しています。	図書館・図書室は、地域区分(旧町村単位)で立地しています。	
181	もとに	<u>基</u> に	
184	今後は、 <u>多くの</u> 地域で密度の低下が見込まれていますが	今後は、 <u>ほとんどの</u> 地域で密度の低下が見込まれていますが	

文字・文書の修正	184	市内各所に建物の新築がみられる一方	住宅の建築により農地が減少する一方、
	184	人口の自然動態は、自然増の状態が続いており、社会動態は、転入超過と転出超過を繰り返しています。なお、20歳代から30歳代の転出超過が顕著にみられます。	
	185	・県内の人口が同規模の都市の平均値と同等の評価結果となっています。	・県内の人口が同規模の都市の平均値と本市の都市構造を比較すると、評価分野による偏りはみられず概ね平均値と同等の評価結果となっています。
	185	小牧市防災ガイドブックの配布などにより、	小牧防災ガイドブックの配布などにより、
	185	・公共施設の老朽化が進んでおり、今後は、それらの施設に多額の維持・更新費用が必要と見込まれています。	・公共施設の老朽化が進んでいます。
	185	・健全化判断比率に定められている～堅持していますが、今後は、高齢化の進展などによる社会保障費の増大が見込まれ	・健全化～堅持しています。
	192	小牧市都市計画マスタープランで掲げている都市づくりの基本理念や目標と同一の方向を目指し、実行・実現していくものです。	小牧市都市計画マスタープランで掲げた都市づくりの基本理念と目標と同一の方向を目指し、実行・実現するための計画です。
	192	小牧市都市計画マスタープランで掲げている都市づくりの基本理念	小牧市都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの基本理念
	195	都市全体の観点から、都市構造上の課題やまちづくりの方針等を踏まえ、	都市全体の観点から、まちづくりの方針などを見据えながら、都市が掲げる課題などを踏まえ、
	196	地域特性に応じた機能を誘導・集積することが必要です。	地域特性に応じた機能を誘導・集積することが考えられます。
	196	「2 まちづくりの方針」及び「3 都市の骨格構造」	「まちづくりの方針」及び「都市の骨格構造」
	197	今後、人口減少や超高齢社会を迎える中で、	人口減少や超高齢社会を迎える中で、
	198	「3 区域設定の考え方」を踏まえ、	「3 区域設定の考え方」までを踏まえ、
	198	日常生活に必要なサービスを享受できる環境を維持・確保する必要があります。	日常生活に必要なサービスを享受できる環境を維持・確保していくことが重要になります。
	198	中心拠点では、市民全体の生活利便性の向上に寄与するような広域的な都市機能をはじめ	中心拠点では、市全域や広域からの利用がなされる広域的な都市機能をはじめ
198	さまざまな都市機能が集積していますが、今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、広域的な都市機能の提供ができなくなることが懸念されることから、	複数の都市機能が集積する一方、今後の人口減少や高齢化の進展に伴い、広域的な都市機能が提供できなくなることが懸念されることから、	

文字・文書の修正	198	広域的な都市機能を将来に渡り維持していく必要があります。	広域的な都市機能を将来に渡り維持する必要があります。
	198	良好な居住環境	良好な生活環境
	198	既に日常生活サービス施設が充足している市街地では、都市機能の集積を活かした生活利便性の高い地域として	既に日常生活サービス施設が充足している市街地は、都市機能集積を活かした生活利便性の高い地域として
	199	中心拠点 地域拠点 公共交通軸沿線	「中心拠点」「地域拠点」「公共交通軸沿線」
	199	以下の基準により居住誘導区域を設定します。	以下の基準により居住誘導区域を定めます。
	199	人口集中地区（DID）を設定する上での目安	国勢調査において設定された都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位である「人口集中地区（DID）」を表す基準
	203	生活利便性が高い地区 [※]	生活利便性が高い [※] 地区
	203	通所系施設	注 通所型
	204	建築基準法第39条第1項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項
	204	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
	204	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
	204	都市再生特別措置法施行令第24条により、以下の区域については居住誘導区域に含まないこととされています。	都市再生特別措置法施行令第22条により、以下の区域は居住誘導区域に含まないこととされています。
	205	市街化調整区域（①ーア）をはじめ、小牧山	市街化調整区域（①ーア）と小牧山
	209	公共交通の利便性向上に向けた小牧駅	公共交通の利便性向上に向けた名鉄小牧駅
	212	区域	エリア
	213	「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」では、	立地の適正化に関する基本的な方針では
	213	位置づけ	位置付け
	213	小牧線の各駅周辺では、	名鉄小牧線各駅周辺では、
	214	位置づけ	位置付け
	215	届出の必要の有無が明らかになるようにしなくてはならない	届出の必要の有無が明らかになるようにしなければならない
	217	位置づけ	位置付け
221	「立地適正化計画作成の手引き」では、地方中核都市クラスの都市における	立地適正化計画作成の手引きでは、地方中核都市クラスの都市において	

文字・文書の修正	222	市内各所	市内各地
	226	図書館法第2条第1項	図書館法第2条の <u>1</u> に定める図書館
	228	平成26年商業統計調査の業態分類における総合スーパー及び食料品スーパーで、 <u>店舗面積1,000㎡以上</u>	商業統計調査の業務分類における総合スーパー及び食料品スーパーで店舗面積1,000㎡以上
	228	銀行法第2条第1項に定める銀行	銀行法第2条の <u>1</u> に定める銀行
	228	信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う	信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に定める信用金庫等
	228	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局	日本郵便株式会社法第2条の <u>4</u> に定める郵便局
	229	小牧駅、 <u>田県神社前駅及び</u> 桃花台地内	名鉄小牧駅及び <u>田県神社前駅や</u> 桃花台地内
231	東西交通軸の <u>基幹</u> バスについては、	東西交通軸を <u>基幹</u> バスについては、	

図表の修正	15	表 都市ビジョンと戦略 (出典：第6次小牧市総合計画新基本計画)	
	30	図 小牧市の位置 (出典：小牧市)	図 小牧市の位置
	39	(出典：小牧市)	(出典：都市計画基礎調査)
	42	(出典：小牧市)	(出典：都市計画基礎調査)
	45	※現在市域の人口	
	46	(年) 位置修正	(年)
	57	(年) 位置修正	(年)
	60	表 町丁字別人口	表 町丁目別人口
	60	久保一色東	
	61	岩崎原1～3丁目	
	61	小木西2丁目	
	61	長治町	
	62	川西3丁目	
	69	6,281ha	6,282ha
	69	単位：ha	
	69	※総面積は現在の市域面積に補正	
	69	※市全域面積は現在の市域面積に補正	
	73	H26	H27
	73	(年)	
	73	(年度)	
	74	(年度)	
	78	(年度)	
	80	(単位：台)	
80	(年度)		
83	表 運行事業者	表 小牧市内の運行事業者	
83	表差し替え		
84	※平成28年(2016年)4月1日現在		

図表の修正	90	片道30本/日以上または小牧駅を経由もしくは起終点とする路線バスを塗りつぶし	
	90	桜井経由	(桜井経由)
	90	小牧市民病院前経由	(小牧市民病院前経由)
	90	小牧市役所前経由	(小牧市役所前経由)
	90	名古屋・桃花台線 ^{※5}	名古屋・桃花台線 ^{※6}
	90	桃花台バス停(中央道)発着路線 ^{※6}	桃花台バス停(中央道)発着路線 ^{※7}
	92	表 路線名	
	96	(単位:人)	
	98	(単位:人)	
	99	(単位:人)	
	100	※平成28年(2016年)4月1日現在	※ -
	101	夜間人口:夜間に常住する人口(第5回中京都市圏パーソントリップ調査では5歳以上が対象)	夜間人口:5歳以上人口
	103	表 「不明」と「職業計」を真ん中揃え	
	104	専業主婦・主夫・無職	主婦・無職
	111	最寄りの駅までの徒歩による所要時間のグラフ	
	119	出典 マップあいち(土砂災害情報マップ)	出典 愛知県
	130	出典:マップあいち(特定都市河川流域図)	出典:愛知県
	135		注釈
	185	方位の位置移動	
	190	出典:マップあいち(土砂災害情報マップ)、国土数値情報、国勢調査	出典:愛知県、国土数値情報、国勢調査
202	施行中 施行済	図 事業中 完了	
206	市街化調整区域、小牧山、土砂災害特別警戒区域、工業専用地域、小木地区計画区域、工業地域の順に並び替え	図 凡例	
207	設定基準	図 凡例 居住誘導区域基準	
215	設定基準	図 凡例 高次都市サービス誘導区域基準	
218	居住誘導区域と統一	図	

図表の修正	219	P. 218と統一	図 鉄道駅徒歩圏の色
	219	設定基準	図 凡例 日常生活サービス誘導区域基準
	222	表 拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージについてのイメージ	表 拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージ
	223	介護・福祉施設	図表 福祉機能（介護保険サービス）
	223	小規模スーパーマーケット、小・中学校	図 小規模スーパー、小中学校
	223	保育園・小規模保育所	表 保育園、小規模保育所
	223	コミュニティセンター、会館	図